

# 交通遺児育英会 奨学生募集要項

公益財団法人 交通遺児育英会

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-1 平河町ビル3F

電話 03-3556-0773 (直通) 0120-521286 (フリーダイヤル)

(受付時間：9：00～17：30 土、日、祝祭日、本会の休業日を除く)

ホームページアドレス <http://www.kotsuiji.com>

## 1. 事業の目的

保護者等が道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害で働けないため、経済的理由で修学が困難な高等学校以上の生徒・学生に奨学金を貸与して、教育の機会均等を図り、社会有用の人材を育成することを目的としています。

## 2. 設立の経緯

昭和43年、衆議院交通安全対策特別委員会で「政府は交通遺児に対する援護と、高等学校等の修学資金貸与を行う財団法人の設立と助成に配慮すべきである」という趣旨の決議がなされました。その背景には、交通遺児救済策の一つとして、母親たちの切なる願いである、遺児の高校進学を目的とする運動の推進と世論の盛り上がりがあったのです。

政府は閣議で特別委員会決議を了承し、昭和44年5月2日、財団法人「交通遺児育英会」が設立されました。

## 3. 実績

過去47年間に、高等学校・高等専門学校・大学・短大・大学院・専修学校・各種学校生55,594人に奨学金を貸与し、その累計額は526億円です。

(平成28年3月現在)

## 平成28年度奨学生の募集について

(公財)交通遺児育英会の奨学生募集には、進学前に奨学金の貸与を予約する予約募集と、進学後に申し込む在学募集があります。

### 記

#### (1) すべての奨学生に共通の応募資格

保護者等が自動車やバイクの事故など、道路における交通事故で死亡したり、重い後遺障害のために働けず、経済的に修学が困難な生徒・学生であること。(申込時29歳までの人)

※本会の規定する後遺障害とは、自動車損害賠償保障法施行令別表第1及び別表第2の第1級から第7級までの障害です。(身体障害者福祉法の第1級から第4級がほぼこれに相当します)

#### (2) 学校別応募資格等

##### ① 高等学校・高等専門学校奨学生

応募資格：在学応募；現在、高校・高専に在学している生徒。

予約応募；平成29年4月に高校・高専に進学予定の中学3年生。

採用方法：書類審査の上、会長が決定する。

募集期限：在学募集；平成29年1月31日。

第1次予約募集；平成28年8月31日。第2次予約募集；平成29年2月28日。

##### ② 大学・短期大学奨学生

応募資格：在学応募；現在、大学・短大に在学している学生。

予約応募；平成29年4月に大学・短大に進学予定の者。

採用方法：書類審査および奨学生選考委員会の選考を経て会長が決定する。

募集期限：在学募集；平成28年10月31日。

第1次予約募集；平成28年8月31日。第2次予約募集；平成29年1月31日。

##### ③ 大学院奨学生

応募資格：在学応募；現在、大学院に在学している学生。

予約応募；平成29年4月に大学院に進学予定の者。

採用方法：書類審査および奨学生選考委員会の選考を経て会長が決定する。

募集期限：在学募集；平成28年10月31日。

第1次予約募集；平成28年8月31日。第2次予約募集；平成29年1月31日。

④ 専修学校・各種学校奨学生

応募資格：国の省庁の認可または都道府県知事の認可を受けた専修学校専門課程およびこれと同等の各種学校ならびに専修学校高等課程で、修業年限1年以上の課程に在籍している生徒。（いわゆる無認可校や予備校の生徒は不可）。

在学応募；現在、専修学校・各種学校に在学している生徒。

予約応募；平成29年4月に専修学校・各種学校に進学予定の者

採用方法：書類審査および奨学生選考委員会の選考を経て会長が決定する。

募集期限：在学募集；平成28年10月31日。

第1次予約募集；平成28年8月31日。第2次予約募集；平成29年1月31日。

(3) 奨学金の種類と貸与額

① 奨学金の月額（各四半期の中の月である5月・8月・11月・2月に3ヶ月分ずつ貸与。無利子）

学 校	奨 学 金 月 額	募集人数
高等学校および高等専門学校	2万円、3万円または4万円から選択	400人
大学・短期大学	4万円、5万円または6万円から選択	300人
大 学 院	5万円、8万円または10万円から選択	20人
専修学校専門課程および各種学校	4万円、5万円または6万円から選択	150人
専修学校高等課程	2万円、3万円または4万円から選択	

☆各学校の専攻科にも貸与できます。 ☆貸付期間は各学校の最短修業年限まで

② 入学一時金（1年生入学後希望者に貸与。無利子）

学 校	入学一時金の額	募集人数
高等学校および高等専門学校	20万円、40万円または60万円から選択	300人
大学・短期大学	40万円、60万円または80万円から選択	200人
専修学校専門課程および各種学校	40万円、60万円または80万円から選択	100人
専修学校高等課程	20万円、40万円または60万円から選択	

(注) 大学院及び各専攻科奨学生には貸与されない。

③ 進学準備金の貸与（本会高校奨学生3年生で、大学・専門学校奨学生予約申込者のうち希望者）

学 校	進学準備金の額	募集人数
高校奨学生でかつ大学予約・専門予約申込者	40万円、60万円または80万円から選択	100人

(注) 進学準備金の貸与を受けた者は、進学後の入学一時金は貸与されない。

(4) 奨学金の併用等

①他の奨学金制度と併せて利用してもよい。②同一世帯、同一学校から何人でも応募できます。

(5) 申し込み方法

①応募書類は、本会奨学課に電話でお申し込みください。該当する学校の「奨学生募集案内・願書」を郵送いたします。（各学校にも配布しています。）また、インターネットホームページからでも応募書類の申し込みおよびダウンロードが可能です。

②応募書類中の「願書」に必要事項を記入の上、添付書類をととのえ、本会まで提出願います。

各位へのお願い

本会の奨学金、入学一時金は貸与終了後に返還していただきますが、いずれも最終学校卒業後、6か月据え置いてから20年以内の割賦返済となっています。長期返済で無利子ですから遺児たちの負担は比較的軽く、順調に返還が行われています。

ちなみに、高校生が月30,000円の奨学金を利用すると3年間で1,080,000円になりますが、20年の月賦返還にすれば、返還額は月々4,500円の負担ですみます。

母親たちは借用総額を心配するあまり、子どもたちの進学にためらいがちです。長期返済で無利子の奨学金を有効活用されるよう、各位にご理解いただければ幸いです。

交通遺児育英会 学生寮「心塾」

大学・短大・大学院・専門学校奨学生を対象とした下記学生寮があります。

◎東京学生寮：本会所有の建物。場所は東京都日野市（最寄駅はJR中央線「豊田」駅）。

寮費は、朝夕2食付きで月1万円のみで、全員個室です。

◎関西学生寮：民間学生会館の借り上げ方式。場所は大阪・神戸、京都に39か所で、本会指定学生会館等となります。指定寮寮費は、朝夕2食付きで月15,000円～25,000円で、全員個室です。

なお、ご不明な点は本会奨学課までお問い合わせください。

(平成28年3月作成)

平成 28 年度

## 大学院 奨学生 《在学》 募集のご案内

公益財団法人 交通遺児育英会 奨学課      フリーダイヤル 0120-521286  
 〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-6-1      TEL 03-3556-0773  
 受付時間：9：00～17：30（土日祝日、本会休業日を除く）  
 ホームページアドレス <http://www.kotsuiji.com>

本会では、保護者等が道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障害のため働けなくなった家庭の生徒に奨学金を貸与して進学援助を行い、将来、社会有用な人材を育成することを目的とした事業を行っています。

## 応募資格者

保護者等が道路における交通事故で死亡したり、著しい後遺障害で働けないため、教育費に困っている家庭の子女。

- (1) 平成 28 年度に大学院（修士課程または博士課程）に在学している学生
- (2) 応募時 29 歳まで
  - ・応募時 26 歳以上で一旦社会人となった場合は本会の高校奨学生であった方に限ります。
- (3) 学力の基準はありません
- (4) 保護者の収入基準はありません
- (5) 著しい後遺障害の程度
  - ・自動車損害賠償保障法施行令別表第 1 及び別表第 2 の第 1 級から第 7 級 または、
  - ・身体障害者福祉法（身体障害者手帳）の第 1 級から第 4 級
- (6) 一人の奨学生への貸与期間・貸与総額の上限は 9 年間・812 万円
- (7) 大学院奨学生としての総貸与期間は、原則修士課程は 2 年間、博士課程は 3 年間です。転学や再入学などの場合は、従来の大学院での貸与期間の分が短縮されます。
- (8) 補償金等の受取額は選考基準に関係ありません
- (9) 他の奨学金との併用可

## 出願期間と採用の決定

- (1) 出願書類受付期間  
平成 28 年 4 月 1 日～平成 28 年 10 月 31 日（期限必着厳守）
- (2) 奨学生採用の決定と通知  
奨学生選考委員会（6・9・10・11 月のそれぞれ中旬～下旬にかけて開催）にて採用者を決定し、出願者および在学学校に文書で通知します。学生寮の入寮も奨学生選考委員会で決定します。

## 奨学金の額

- (1) 奨学金の額（卒業まで変更できません）  
月額：5万円、8万円、10万円からの希望選択（公立・私立、自宅通学・自宅外通学を問わず）
- (2) 貸与期間  
正規の最短修業年限の終期までです。
- (3) 貸与方法  
願書にて指定した、奨学生本人名義の銀行、または、ゆうちょ銀行口座に送金します。  
送金は5月・8月・11月・2月にそれぞれ3か月分を送金します。初回のみ奨学生選考委員会での決定の日程により異なります。

## 返還の方法

- (1) 返還の期間  
奨学金および入学一時金は貸与期間が終了してから6か月据え置き、その後、20年以内に、月賦、半年賦、年賦などの方法で、返還していただきます。
- (2) 利息は無利子
- (3) 返還猶予  
上級学校への進学や、著しく返還が困難となった場合、申請によりその間返還を待ちます。
- (4) 返還免除  
本人が死亡した時などは、申請により返還が免除されることがあります。

## 学生寮「心塾」

本会には、交通遺児で、大学・短大・大学院・専修学校生（専門課程）を対象とした学生寮「心塾」が東京と関西にあります。

- (1) 入寮資格者
  - ・自宅から通学時間90分以上かかる学校に進学し、それぞれの学生寮から通学できること
  - ・26歳までに学校を卒業
  - ・関西学生寮は奨学生に限定
- (2) 東京学生寮
  - ・住所：東京都日野市旭が丘4-7-57（JR中央線豊田駅よりバス7分・徒歩20分、豊田駅より新宿までは50分程度）
  - ・交通遺児育英会の所有、敷地3,000坪、男子棟・女子棟の別、全室個室約7畳
  - ・寮費：朝夕2食付、水道光熱費込で月々1万円
  - ・交通遺児である場合、奨学生でなくても入寮可
  - ・環境：芝生や緑が溢れ、桜も咲き誇る静かな環境、図書室・研修室・イベントホールなど完備
- (3) 関西学生寮
  - ・(株)共立メンテナンス(上場企業)の学生会館の部屋を借り上げる学生寮、一般の学生も入居
  - ・大阪・神戸に32会館（うち男子棟12、女子棟11）、京都に7会館（うち男子棟2、女子棟1）
  - ・寮費：朝夕2食付、水道光熱費込で月々15,000円から25,000円（個室の広さで違いあり）
  - ・各会館の施設詳細は共立メンテナンスのホームページで「学生会館GUIDE」をご覧ください。

## 修学支援金「家賃補助」

- (1) 家賃補助の内容
  - ・ 自宅外から賃借物件に入居して通学している奨学生に、月額 15,000 円を給付
  - ・ 上半期 6 か月分(4 月～9 月)を 8 月 20 日、下半期 6 か月分(10 月～3 月)を 2 月 20 日に給付
  - ・ 採用日によっては、上半期分の給付が間に合わない場合があります。
  - ・ 奨学金が休止・停止中には家賃補助も給付停止します。
- (2) 家賃補助の対象外
  - ・ 自宅や別宅、親戚・知人等宅居住者
  - ・ 在学する学校や各都道府県、公益財団法人等が運営する学生寮の入寮者
  - ・ 本会の学生寮「心塾」(東京寮・関西寮)の入寮者
  - ・ 「心塾」に入寮すれば通学できる方で賃借物件に入居する方(在学学校が東京寮や関西各寮より通学時間 90 分圏内で賃借物件入居者。家賃補助より多大なメリットのある心塾を優先いただくためです。)
- (3) 家賃補助希望申込
  - ・ 家賃補助の給付対象者は、「願書」に希望ありと申請して下さい。希望者には採用必要書類の送付時に「給付願」用紙を併せて送付します。詳細な内容は「給付願」用紙を十分に確認して下さい。

## 広報紙「君とつばさ」

- ・ 交通遺児、保護者、支援者および本会とのつながりを深める場として、広報紙を年 5 回発行しています。

## 提出書類

- (1) 奨学生願書（この「ご案内」に折込）必ず両面もれなく記入して下さい
  - ・関西寮学生寮を希望する方は、別途必要書類がありますので、奨学課までご連絡下さい。
- (2) 大学院奨学生推薦書（「ご案内」に折込、在学する学校で推薦を受けて下さい）
- (3) 戸籍謄本（保護者等との関係の確認、および、保護者等の死亡日の確認が必要です）
  - ・「現在の戸籍謄本」に保護者等の死亡日が記載されていれば、「現在の戸籍謄本」のみ
  - ・「現在の戸籍謄本」で死亡日の確認が出来ない場合は、「改正原戸籍謄本」も必要
- (4) 交通事故証明書
  - ・交通事故証明書の申請方法は「ご案内」の「交通事故証明書の申込手続」をご覧ください
  - ・以前の交通事故証明書があれば、その「写し」で可
  - ・交通事故が相当以前で交通事故証明書が受けられない場合は、次の方法で確認します
    - ① 死亡診断書や死体検案書、病院の診断書等で交通事故と確認できるもの（写し可）
    - ② 交通事故発生時の新聞記事で日付が確認できるもの（写し可）
    - ③ 在学学校長、または、民生委員による証明（「ご案内」に書式あり）
- (5) 後遺障害の程度を証する書類（下記のいずれか、死亡の場合は不要）
  - ・身体障害者手帳の写し（1級～4級）
  - ・「後遺障害に関する証明書」（「ご案内」に書式あり、自動車損害賠償保険金の取扱い保険会社あるいは農協の証明）
  - ・事故後間もないなど、手帳や証明がない場合は、病院の「状態や就労不能」が記載された診断書（写し可）

## 提出書類の特例

出願者または兄弟姉妹が本会奨学生の場合（卒業者を含む）、提出書類は以下の2点のみで可

- (1) 奨学生願書
- (2) 大学院奨学生推薦書

# 大学院奨学生願書

(様式 院1号)

奨学生出願者	フリガナ			性別	生年月日		年齢	院在	28年度	
	氏名			男・女	平					
	フリガナ									
	現住所	都道府県								
		〒		—		自宅 TEL :	—		—	
	在学大学院	大学院所在地	大学大学院		課程	研究科		年		
都道府県		年		月入学、		年		月卒業予定		
出身大学	大学所在地	立		大学		学部		科		
	都道府県	※ 昼間部・夜間部・通信制		年		月		卒業		
保護者	フリガナ			出願者との関係	勤務先の電話	—				
	氏名									
	現住所	都道府県								
		〒		—		自宅 TEL :	—		—	
出願者の保護者が父母でないとき、または出願者と保護者の姓が違うときはその理由										
家族欄	氏名	出願者との続柄	年齢	勤務先・学校・学年		年間収入額(給与者)	年間所得額(自営者)	備考		
	出願者を除く同一世帯全員を記入してください									
保護者交通事故関係欄	事故にあった人の氏名	出願者との続柄	事故年月日		死亡年月日		※ 後遺障害		※ 事故類型	
			昭平		昭平		ア.自賠保 級 イ.身障者 級	人対車両・車両相互 車両単独・踏切事故		
	事故の模様 (どこで起こり、どのような事故でしたか。できるだけ詳しく記入してください)									
補償金等	保険金	※ 有 相手より ( 万円) 自分の加入保険 ( 万円)								
		※ 無 ※ 理由…自損事故・保険未加入・裁判中・その他 ( )								
	生命保険	※ 有 ( 万円)								
※ 無										

◎ ※印の箇所は該当するものを○で囲むこと。

受付

(注) 1. 自損事故とは電柱に衝突したり、崖から転落したような事故のこと。

※印の箇所は該当する数字を○で囲むこと。

(様式院1号2)

家庭の事情	奨学金の貸与を必要とする事情を書いてください。
大学院進学目的	
本会との関係	本人および兄弟姉妹は本会奨学生ですか 1. 本人が奨学生 奨学生番号 ( - )、 ( - ) 2. 兄弟姉妹が奨学生 氏名： 奨学生番号 ( - )、 ( - ) 氏名： 奨学生番号 ( - )、 ( - ) 氏名： 奨学生番号 ( - )、 ( - ) 3. 誰も奨学生ではない
経歴	大学卒業後の職歴があれば記入して下さい 平成 年 月 就職：社名 ( ) 平成 年 月 退社 平成 年 月 就職：社名 ( ) 平成 年 月 退社
	交通遺児育英会の奨学制度のことをどこで初めてお知りしましたか？ ※ ①自動車事故対策機構から ②学校から ③ポスターを見て ④市町村役場から ⑤インターネットで調べて ⑥テレビ・ラジオから ⑦その他 ( )

## 奨学金受取口座指定書

奨学金の振込先を次の銀行またはゆうちょ銀行(旧郵便局)に指定いたします。(保護者の口座ではありません)

銀 行	金融機関コード	支店コード	普通預金口座				口座名義(出願者本人)	
	フリガナ							フリガナ
	漢 字	銀行						漢字
ゆうちょ (旧郵便局)	通帳記号		通帳番号					

## 奨学金月額・学生寮入寮・修学支援金 申込書

希望する奨学金月額に○印を付けてください	5万円 ・ 8万円 ・ 10万円
奨学金の開始希望月 (○印)	4月にさかのぼって ( ) 月分より
修学支援金(家賃補助)の希望有無	1. 有                      2. なし
東京学生寮への入寮の希望有無	1. 有                      2. なし
関西学生寮への入寮の希望有無	1. 有                      2. なし
関西学生寮の希望会館	1. ドミトリ-上新庄 2. ドミトリ-江坂 3. ドミトリ-武庫川 4. ドミトリ-緑地公園 5. ドミトリ-新大阪 6. 未定・その他( )





(※この頁は、本人が記入してください)

(大学時)

(様式院 2 号 2)

	テーマ	指導教官
大学の卒業論文	内容を簡潔かつ具体的に	
将来の研究計画	内容を簡潔かつ具体的に	

(在学大学院)

所属研究室名	指導教官
研究題目 (研究分野)	

※研究題目が未定の方は、手がけてみたい研究分野を記入のこと

# 交通事故証明書の申し込み手続き

1. 近くの交番か警察署で交通事故証明書の申込用紙（振込用紙）を受け取り、必要事項を記入して郵便局の窓口到手数料と払込料金を添えて払い込むと、後日、自動車安全運転センターから交通事故証明書が郵送されます。
2. 交通事故証明書が郵送されるまでの期間は、事例によって異なりますので、くわしくは、電話で下記のあなたの居住地の自動車安全運転センターにお問い合わせください。

## 自動車安全運転センター事務所一覧

	事務所	所在地（郵便宛先）	電話番号
北海道	北海道	060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1-1（北海道警察本部庁舎1F）	011-219-6615
	旭川	070-0036 旭川市6条通10丁目2231番地1号	0166-23-7299
	釧路	085-0018 釧路市黒金町10丁目5番1号（北海道警察釧路方面本部内）	0154-25-7171
	北見	090-8511 北見市青葉町6番1号（北海道警察北見方面本部内）	0157-23-1705
	函館	040-0001 函館市五稜郭町16番1号（北海道警察函館方面本部分庁舎内1F）	0138-55-7500
東北	青森	038-0031 青森市大字三内字丸山198番4（青森県警察本部運転免許センター内）	017-782-5074
	岩手	020-0045 盛岡市盛岡駅西通1-7-1（いわて県民情報交流センター2階）	019-653-1871
	宮城	981-3117 仙台市泉区市名坂字高倉65番地（宮城県警察本部運転免許センター内）	022-373-7171
	秋田	010-1607 秋田市新屋南浜町12番1号（秋田県警察本部運転免許センター内）	018-863-8811
	山形	994-0068 天童市大字高揃1300（山形県総合交通安全センター内）	023-655-3456
	福島	960-2261 福島市町庭坂字大原1番1号（福島県警察本部運転免許センター内）	024-591-4111
関東	東京	140-8682 品川区東大井1-12-5（警視庁鯉洲運転免許試験場内）	03-5781-3660
	茨城	311-3116 東茨城郡茨城町大字長岡3783番地3号（茨城県警察本部運転免許センター内）	029-293-8822
	栃木	322-0017 鹿沼市下石川681番地（栃木県警察本部運転免許センター内）	0289-76-1411
	群馬	371-0846 前橋市元総社町80番地4号（群馬県総合交通センター内）	027-253-1102
	埼玉	365-0028 鴻巣市鴻巣405番地4号（埼玉県警察本部運転免許センター内）	048-541-2411
	千葉	261-0025 千葉市美浜区浜田2丁目1番（千葉県警察本部運転免許センター内）	043-276-3040
	神奈川	241-0815 横浜市旭区中尾2丁目3番1号（神奈川県警察本部交通部運転免許本部内）	045-364-7000
	新潟	957-0193 南蒲原郡聖籠町東港7丁目1番1号（新潟県警察本部運転免許センター内）	025-256-2344
	山梨	400-0202 南アルプス市下高砂825（山梨県総合交通センター内）	055-285-2344
	長野	381-2224 長野市川中島町原704番2号（長野県警察本部北信運転免許センター内）	026-292-5111
静岡	420-0949 静岡市葵区与一6-16-1（静岡県警察本部中部運転免許センター内）	054-252-3191	
中部	富山	931-8562 富山市高島62番1号（富山県運転教育センター4階）	076-451-1841
	石川	920-0209 金沢市東岐阜町2丁目1番地（石川県警察本部運転免許センター内）	076-237-5900
	福井	919-0476 坂井市春江町針原58字3番地（福井県警察本部運転者教育センター内）	0776-51-3980
	岐阜	500-8384 岐阜市藪田南5丁目14番12号（岐阜県シシヤンク庁舎1階）	058-274-1000
	愛知	468-8537 名古屋市天白区平針南三丁目605番地（愛知県警察本部運転免許試験場内）	052-805-0625
三重	514-0821 津市垂水2566番地（三重県運転免許センター内 東ウイング4F）	059-223-1231	
近畿	滋賀	524-0104 守山市木浜町2294番地（滋賀県警察本部運転免許センター内）	077-585-3456
	京都	612-8486 京都市伏見区羽束師古川町647番地1号（京都府警察本部自動車運転免許試験場内）	075-631-7600
	大阪	571-0033 門真市一番町23番16号（大阪府警察本部門真運転免許試験場内）	06-6909-5821
	兵庫	650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号（兵庫県警察本部内）	078-351-7882
	奈良	634-0007 橿原市葛本町120番地3号（奈良県警察本部運転免許課内）	0744-23-7171
和歌山	640-8313 和歌山市西1番地1号（和歌山県警察本部交通センター内）	073-472-4433	
中国	鳥取	680-0911 鳥取市千代水2丁目8番地（鳥取県交通総合センター内）	0857-28-6221
	島根	690-0131 松江市打出町250番地1号（島根県警察本部運転免許センター内）	0852-36-6256
	岡山	709-2192 岡山市北区御津中山444番3（岡山県運転免許センター内）	086-724-4360
	広島	731-5108 広島市佐伯区石内南3丁目1番1号（広島県警察本部運転免許センター内）	082-941-5111
	山口	753-8504 山口市滝町1番1号（山口県警察本部内）	083-924-4151
四国	徳島	771-0214 松野郡松茂町満穂字満穂開拓1-1（徳島県警察本部運転免許センター2階）	088-699-1100
	香川	761-8031 高松市郷東町字新開587番地138号（香川県警察本部運転免許センター内）	087-882-3399
	愛媛	799-2661 松山市勝岡町1163番地7号（愛媛県警察本部運転免許センター内）	089-978-1999
	高知	781-2120 吾川郡いの町枝川165番地（高知県警察本部運転免許センター内）	088-892-5221
九州	福岡	812-8576 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県警察本部内）	092-641-6364
	佐賀	840-8691 佐賀市松原1-1-16（佐賀県警察本部内）	0952-29-0335
	長崎	850-8548 長崎市万才町4番8号（長崎県警察本部内）	095-825-4591
	熊本	869-1107 菊池郡菊陽町辛川2655（熊本県警察本部運転免許センター内）	096-233-2111
	大分	870-0401 大分市大字松岡6687（大分県運転免許センター内）	097-524-6420
	宮崎	880-0835 宮崎市阿波岐原町前浜4276番5号（宮崎県警察本部自動車運転免許試験場内）	0985-29-3456
	鹿児島	891-0122 鹿児島市南栄5丁目1番2号（鹿児島県交通安全教育センター内）	099-269-7574
沖縄	901-0225 豊見城市字豊崎3-22（沖縄県警察本部運転免許センター1階）	098-840-2822	

▼自動車安全運転センターで証明が受けられない特別の事情がある場合のみ、この用紙を使って、  
 学校長または民生委員に事情を話して作成してください。  
 ※印の箇所は該当するものを○で囲んでください。

交通事故証明書														
事故発生日		昭和・平成      年      月      日      午前・午後      時      分頃												
事故発生場所										道路区分				
当事者	保護者	住所								事故時の状態	※運転 同乗 歩行 その他 (車種)			
		氏名												
	相手方 (人・物他)	住所								事故時の状態	※運転 同乗 歩行 その他 (車種)			
		氏名												
※事故類型等		人 対 車 両	車 両 相 互					車 両 単 独				踏 切	不明・ 調査中	
			正面 衝突	側面 衝突	出合頭 衝突	接 触	追 突	その 他	転 倒	路外 逸脱	衝 突			その 他
上記の者は、交通事故のため      年      月      日に (※死亡・負傷) したことを証明します。 平成      年      月      日  ※学 校 長 民生委員      氏 名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span> 証明者住所      (電話      )														

— 高速道路・国道・都道府県道・市町村道などの区分を記入してください。

▼保護者等が死亡の場合は、後遺障害の証明は不要です。

後遺障害に関する証明書				
後遺障害者	住所			
	氏名	生年月日	年	月 日生
上記の者は自動車損害賠償保障法施行令別表にかかげる 1. 第      級の保険金 (共済金) の支払いをうけた。 2. 第      級の後遺障害に相当する障害がある (診断書添付)。				
上記の通り証明いたします。				
平成      年      月      日				
※保険会社名 農 協 名      氏 名 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span> 公立病院名				

◎この用紙に記入せず、医師の診断書が身体障害者手帳の氏名、等級記載面のコピーを添付しても結構です。